

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則	六三
○福島県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止命令に関する規則	六三
告 示	六三
○保安林の指定を解除する予定である件	六三
○道路の区域を変更する件	六三
公 告	六三
○一般競争入札を行う件	六三
○肥料の検査の結果の概要を公表する件	六五
○地域森林計画の変更案を定めた件四件	六五
正 誤	六六
○平成三十年十月二十六日付け定例第三千四十九号中	六六

規 則

福島県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止命令に関する規則をここに公布する。
平成三十年十一月九日

福島県規則第七十五号

福島県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止命令に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号。以下「法」という。）第十条第二項の規定に基づき、知事が県計画（法第四条第一項に規定する都道府県計画をいう。以下同じ。）において定める知事管理量（法第四条第二項第四号に規定する第一種特定海洋生物資源知事管理量をいう。以下同じ。）及び採捕の期間別の数量に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕の停止その他くろまぐろの採捕に関し必要な事項を定めるものとする。

福島県知事 内 堀 雅 雄

（採捕の停止命令の発動要件）

第二条 知事は、管理期間（体重三十キログラム未満のくろまぐろ（以下「小型魚」という。）又は体重三十キログラム以上のくろまぐろ（以下「大型魚」という。）に係る知事管理量による管理の対象となる期間として法第三条第一項に規定する海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画で定める期間をいう。以下同じ。）ごとに、小型魚又は大型魚の採捕の数量が、知事が県計画において定める小型魚若しくは大型魚の知事管理量又は知事が県計画において定める小型魚若しくは大型魚の期間別の数量（以下単に「期間別の数量」という。）を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるときには、直ちにその旨を告示するものとする。

（採捕の停止命令）

第三条 前条の場合において、県計画で対象とする漁業を営む者及び漁業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間において、次の各号の告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。

- 一 知事が知事管理量の数量に係る告示をした場合 当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日までの期間
- 二 知事が期間別の数量に係る告示をした場合 当該告示の日の翌日から当該告示に係る採捕の期間の末日まで又は前条の規定による告示の際に知事が別に定める日までの期間

附 則

この規則は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（水産課）

告 示

福島県告示第八百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。
平成三十年十一月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
いわき市小川町上平字中島六七の一
- 二 保安林として指定された目的
水害の防備
- 三 解除の理由
河川管理施設用地とするため

（森林保全課）

福島県告示第八百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成三十年十一月九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年十一月九日

福島県知事 内堀雅雄

公 告

路線名		区 間		変更前	変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道北泉 小高線		南相馬市原町区菅浜字 前田一七〇番一 địa 先か ら 同 市原町区雫字山 畑一五四番一 địa 先まで		A 八・六〇	B 一〇・四〇	A 一六・六〇 B 一〇・四〇	一、六八〇・五〇 一、六二六・〇〇
変更後		変更前		の変更別			
B 一〇・四〇 四三・六〇		A 八・六〇 一六・六〇 B 一〇・四〇 四三・六〇					
一、六二六・〇〇		一、六八〇・五〇					

(道路計画課)

公告第250号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庁東分庁舎ほか15施設の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年11月9日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県庁東分庁舎ほか15施設の電気供給業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 平成31年3月1日から平成32年2月29日まで
- (4) 供給場所 福島県庁東分庁舎（福島県福島市杉妻町5番75号）ほか15施設

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者においては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年12月5日(水)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部文書管財総室施設管理課

電話024-521-7080

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、平成30年12月5日(水)午後5時15分まで必着とする。

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、平成30年11月9日(金)から同年12月5日(水)まで(土曜日、日曜日及び同年11月23日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。

(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年11月19日(月)午後5時15分までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時 平成30年12月21日(金)午後2時

(2) 場所 福島県自治会館502会議室(福島県福島市中町8番2号)

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成30年12月20日(木)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Electricity Supply for use at Fukushima Prefectural East Wing and 15 other facilities 1set

- (2) Time-limit of tender(by hand) : 2:00 p.m., 21 December 2018
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:15 p.m., 20 December 2018
- (4) Contact point for the notice : Facilities Management Division, Archives & Property Management Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan
TEL024-521-7080

(施設管理課)

公告第二百五十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百七号）第三十条第七項の規定により、平成三十年六月から同年七月までの間に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

平成三十年十一月九日

福島県知事 内堀雅雄

平成30年6月分
(特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出名 (及び商品名)	検査の結果				備考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	C/N	
堆肥	桑原伸二	堆肥	1.1	1.6	2.2	17	

平成30年7月分
(特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出名 (及び商品名)	検査の結果				備考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	C/N	
堆肥	野内和幸	牛糞堆肥	0.8	1.0	2.2	13	

注 主成分の略号は次のとおりである。

TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、C/N-炭素窒素比
(農業総合センター)

公告第二百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、阿武隈川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十一月九日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

阿武隈川地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間
平成三十年十一月九日から同年十二月九日まで

三 縦覧の場所
福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県北農林事務所森林林業部、福島県中農林事務所森林林業部及び福島県南農林事務所森林林業部
(森林計画課)

公告第二百五十三号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、奥久慈森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。
平成三十年十一月九日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類
奥久慈地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間
平成三十年十一月九日から同年十二月九日まで

三 縦覧の場所
福島県農林水産部森林林業総室森林計画課及び福島県南農林事務所森林林業部
(森林計画課)

公告第二百五十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、会津森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。
平成三十年十一月九日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類
会津地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間
平成三十年十一月九日から同年十二月九日まで

三 縦覧の場所
福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県会津農林事務所森林林業部及び福島県南会津農林事務所森林林業部
(森林計画課)

(森林計画課)

公告第二百五十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、磐城森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。
平成三十年十一月九日

一 縦覧に供する書類
磐城地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間
平成三十年十一月九日から同年十二月九日まで

三 縦覧の場所
福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県相双農林事務所森林林業部、福島県相双農林事務所富岡林業指導所及び福島県いわき農林事務所森林林業部
(森林計画課)

福島県知事 内堀雅雄

正 誤

ページ	段	行	正	誤
五九二	上	一八	福島県事務決裁規程	福島県事務決裁規定

○平成三十年十月二十六日付け定例第三千四十九号中